



今月のことば

Words of the Month

知財経営支援モデル地域創出事業

日本弁理士会副会長

高田 大輔

本年4月から副会長を拝命しております。担当している附属機関・委員会の一つに知的財産経営センターがあり、そこで対応している特許庁事業の一つに「知財経営支援モデル創出事業」があります。特許庁としてはかなり力を入れた事業ですが、会員の周知度は必ずしも高くないと思われたため、この場をお借りして紹介したいと思います。

特許庁は、知財の戦略的投資や活用を促す「知財経営」の浸透・定着を推進しており、その一環として、地域の中小企業・スタートアップ等への知財経営支援の強化・充実化に取り組むため、令和5年3月に、日本弁理士会、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本商工会議所の4者が連携する「知財経営支援ネットワーク」（以下支援ネットワーク）を構築しました。さらに、令和6年12月には、中小企業庁が加わりました。このため、支援ネットワークは、「5者連携」と呼ばれることもあります。

「知財経営支援モデル創出事業」は、上記の流れで令和6年から実施されている事業であり、“地域の支援ネットワークの連携強化”（地域支援）と、“地域企業のイノベーション創出”（企業支援）を通じて、持続的な知財活用の促進を目指す地域（知財経営支援モデル地域）を創出することを目的としています。

具体的には、知財を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な自治体（地域）が知財重点支援エリアとして指定され、特許庁から支援エリアに対する支援を行う事業を受託した事業者が事業プロデューサー（以下事業PD）や、事業PDを補佐するPD補佐を選定し、当該地域に派遣します。事業PDを中心に、地域の支援機関等（上記5者、金融機関、大学等）の支援リソースを効果的に活用しながら支援対象者に対してコンサルティングを行うプロデューサーチーム（PDチーム）が形成されます。このPDチームが、様々な支援機関の連携を強化し、支援対象者の現実の仕事を通じて支援人材の育成を行う（いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング；OJT）とともに、支援ネットワークを活用した支援事例を創出するための活動（伴走支援など）を行います。

そして、上述した活動により支援エリアに「知財エコシステム」が構築されることが当該事業の最終的な目標とされています。「知財エコシステム」とは、知的財産を創造し、保護し、活用する循環を示す知的創造サイクルの概念に加え、そこから生まれる知的財産を基に、人々が互いに、また、社会に対して好影響を及ぼし、自律的に新たな関係が構築され、新たな「知」が育まれ、新たな価値が生み出される、いわば知的財産の生態系、とされています。

知財重点支援エリアとして、令和6年度は青森県、石川県、神戸市の3地域が指定され、令和7年度は、新たに愛知県、山口県、熊本市の3地域が指定されました。翌年度は、さらに3地域が指定される予定です。本事業は単年事業ですが、1地域への支援は最大3年間継続します。

本事業の目的の一つである“地域の支援ネットワークの連携強化”のため、支援ネットワーク、自治体、地域の支援機関（金融機関、大学職員）等が出席して、当該地域における支援ネットワークの「連携会議」が開催されます。連携会議では、支援状況の共有や支援ネットワークの拡大・連携強化の検討、「伴

走支援」を行う支援対象者（地域の中小企業等）の選定、支援の進捗確認、事業全体の状況や成果の共有が行われます。さらに、事業 PD を中心に各地域の支援機関の支援員等を集めて、勉強会やセミナーなどを通じた人材育成の場が作られます。

もう一つの目的である“地域企業のイノベーション創出”のため、支援対象者として5社程度の地域企業（中小企業、スタートアップ企業）が選定され、各企業に対する伴走支援（個社支援とも呼ばれます）が行われます。伴走支援では、支援対象者等が抱える課題等を見だし、知財の観点からの解決策の検討、事業創出や販路拡大等の多段階かつ多面的でシームレスな支援による中小企業等の取り組みのサポートが行われます。

本事業に関して、弁理士は、事業 PD 乃至 PD 補佐として参加することができます。また、各知財重点支援エリアが属する地域会所属の会員には、伴走支援への参加をお願いしております。経営センターは、各支援エリアに担当の副センター長を配置し、該当の地域会に対するバックアップ体制を整えています。また、支援エリアが属する地域会の状況によっては、他の地域会がバックアップを行うことも想定されています。

伴走支援を行う弁理士は、連携会議への出席（年3回程度）、企業への伴走支援について企画する PD チーム会議（月1回程度）への参加が求められます。また、伴走支援においては、支援企業に対し、知財専門家としてのアドバイス、調査、パテントマップ作成、セミナーなどを実施します。

PD チームの活動は事業報告書にまとめられ、事業報告会で周知されます。

昨今、企業の大小に拘わらず、企業の成長には知財の活用必要性がより大きくなっており、経営者に知財の重要性を知らしめるべく、弁理士が知財経営に興味を持ち、権利取得や保護の面だけでなく、知財活用の面でも企業、特に資源に乏しい中小企業、スタートアップ企業をリードするよう努めることが必要と感じています。換言すれば、弁理士が経営の観点から企業の成長に貢献し得る知財の効率的な創出に寄与することで、企業にとって弁理士が必須の存在となることが必要と感じています。

「知財経営支援モデル創出事業」において、支援エリアが属する地域会会員は本事業の推進における中核的な役割を担うことが期待されています。また、本事業に参加した地域会会員が地域の支援ネットワークの連携強化を図ることで、地域の支援ネットワークへの参加者（自治体、官庁、各士業、金融機関、大学等）に、知財の重要性、弁理士の必要性を認識させることができ、知財に関する相談を受けるチャンネル、機会を増やすことができます。また、地域会会員が伴走支援を行うことで、地域の企業の成長に貢献する機会、或いは知財コンサルティングの経験を積む機会などを得ることができます。そして、本事業の終了後も支援エリアが自律的に知財活用の促進を継続する（自走する）ことで、そのエリアにおける地域会会員の活躍の場が確保され得ます。

支援エリアが属する地域会会員には、本事業に積極的にご参加頂き、本事業が地域会会員の活躍の場を長期的に提供するきっかけとなることを願っています。また、本事業に関わりのない会員も、拙稿を読んだことをきっかけに、知財経営に興味を持って頂けたら幸いです。